

キルギス安全の手引き

平成 28 年 2 月 26 日
在キルギス日本国大使館

〔大使館からのお願い〕

キルギスに3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく在キルギス日本国大使館に在留届を提出してください。また、住所その他届出事項に変更が生じたとき及びキルギスから出国する(一時的な旅行を除く)場合は、必ずその旨を大使館に届け出てください。なお、在留届はオンライン在留届電子届出システム(「ORRnet」 <http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)による届出をお勧めします。

また、在留届の提出義務のない3ヶ月未満の短期渡航の方(海外旅行者・出張者など)についても、現地での滞在予定を登録していただけるシステムとして、2014年7月1日より、外務省海外旅行登録(「たびレジ」)の運用を開始しています(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)。登録された方は、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などの受け取りが可能ですので、是非ご活用下さい。

〔在キルギス日本国大使館〕

所在地: 16、Razzakova Street、720040、Bishkek

代表電話: TEL 0312-300-050 / 300-051

(受付時間: 平日 9:00~12:30 ・ 13:45~18:00)

緊急時連絡先(休日・夜間): TEL 0555-775319

ホームページ: <http://www.kg.emb-japan.go.jp/>

I はじめに

キルギスの治安状況は、世界の中でも治安の優れた日本と比べ、必ずしも良くありません。また、道路の整備不良など、防犯面以外にも日本と違った危険も潜んでおり、常に事件や事故と隣り合わせの環境にあるといっても過言ではありません。しかし、周囲に注意を払い事前にリスクを予知し、これを回避することで、キルギス

での滞在を安全なものとするのが可能です。本手引きは、キルギスに滞在される皆様が安全な生活を送るための手助けとなるよう、各種安全対策に関する注意事項などを取りまとめたものです。

Ⅱ 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

(1) 自分の身は自分で守る

ひとたび海外に出れば、言葉の問題や文化・習慣の違いもあり、日本と同様の保護・救済を受けられる保証は全くありません。テロ、犯罪、災害及び事故から自己の生命・身体・財産を守るためには、まず安全を最優先に考えて行動することが大切です。そのため、海外では「自分の身は自分で守る」という強い心構えを持つことが必要です。

(2) 目立たない

服装、所持品、アクセサリーはもとより、買い物の質や量など、生活全般において必要以上に目立たないことが大切です。特に、現金や高価な品物は周囲の目に触れないよう注意する必要があります。こうした配慮を怠ると、自分では気付かないうちに犯罪者のターゲットにされている可能性があります。キルギスでは過去に、携帯電話機を強奪する目的で外国人が殺害された事件も発生しています。

(3) 忘れない

自宅や自動車の鍵のかけ忘れ、貴重品の置き忘れ、火の始末など、基本的な注意を忘れないことが重要です。

(4) 近づかない

デモ・集会などが行われている場所には、絶対に近づかない。夜間は、いかがわしい場所、暗がりや人通りの少ない場所など、一般的に危険とされる場所や危険と感じる場所には近づかないことが大切です。

(5) 行動をパターン化しない

通勤、買い物の手段、道順、時間帯等の行動様式がパターン化することは、犯罪者から見て犯罪の実行計画を立てやすいというデメリットがあります。平素から誰かに見られていることを意識しつつ、できる限り行動様式をランダムに変えて、動きを読まれないようにすることが重要です。

(6) 油断しない

海外での生活も長期になると油断しがちとなり、このような時期に事件・事故が多く発生します。そのため、海外では常に危険と隣り合わせであるという意識を常に忘れないことが大切です。

(7) 単独行動は避ける

現地語が理解できるか否か、また昼夜間を問わず、できるだけ単独行動は避けることが大切です。

(8) 見知らぬ人には絶対についていかない

一般的に悪を企んでいる者であっても、最初は親切に声をかけてくるものです。また、その人が信用できるかどうかは、短時間では分かりません。見知らぬ人から声をかけられた場合には、言動や表情のみで信用することなく、絶対について行かないことが重要です。

2. 犯罪発生状況

(1) 一般犯罪発生状況

治安当局の統計によると、キルギス国内の犯罪発生件数は年間約3万件とされていますが、他にも届出がなされていない事件が多く発生しているものと思われます。日頃から殺人や強盗といった凶悪犯罪が多発しているほか、銃器薬物関係犯罪等についても増加傾向にあります。

日本人が被害に遭ったケースでは、路上での強盗や、空き巣、ひったくり、スリ等の窃盗、官憲による賄賂要求等が挙げられます。また、他国の外国人に対しては、身代金目的による誘拐も発生しています。

(2) 日本人が被害に遭った犯罪の一例

ア. 強盗

- ・ 午後11時30分ころ、宿泊所前の路上において、後ろから追いかけてきた3人組の男に拳銃のようなものを突きつけられ、現金やデジタルカメラを強奪された。
- ・ 午後6時ころ、宿泊所前の路上において後方から3～4人組の男に鈍器で殴打され、現金、パスポート、デジタル機器等を強奪された。
- ・ 夕刻、バス停で片言の日本語を話す見知らぬ男から声をかけられ、その後一緒に飲酒したが、深酒をさせられ所持品等を強奪された。
- ・ 午後8時ころ、路上にて警察官らしき制服を着た男数名に声をかけられ、腕を押さえつけられて鞆内の現金を奪われた。
- ・ 午前2時ころ、自宅前まで無認可タクシー（いわゆる「白タク」）を利用し、玄関方向へ徒歩で向かっていたところ、運転手と思われる男に後方から頭部を殴打さ

れ、所持していた現金等を強奪された。

- ・ 午後2時ころ、宿泊先のホテルに外出から戻ったところ、室内にいた2人組の男に暴行を受け、現金を強奪された。
- ・ 午後4時ころ、市内を歩行中、2人組の男に「マネー」と声をかけられ、躊躇していたところ、いきなり羽交い締めになされて激しく何度も殴打され、現金入りの財布を強奪された。
- ・ 午後6時ころ、観光地を散策中に少年2名に写真撮影を依頼され、これに応じたところ、背後から首を絞められ、現金やカメラを強奪された。
- ・ 午前1時ころ、自宅アパート前において、男女3人組から声をかけられたところ、その内1人が肩に掛けていたカバンを強奪しようとしたが、被害者が抵抗したため、現場から逃走した。

イ. 窃盗

- ・ 午前11時ころ、鞆を肩にかけて市場を散策中、背後から近寄ってきた男に現金等在中の鞆をひったくられた。
- ・ 午後4時半ころ、外出中に自宅に空き巣が入り、現金やパソコンを窃取された。
- ・ 午後3時ころ、乗り合いタクシーに乗車中、肩にかけたポーチからデジタルカメラ等を窃取された。
- ・ 午後8時ころ、当地で知り合ったキルギス人男性とカフェで食事中、バッグの中から現金を抜き取られた。
- ・ 午前10時ころ、バザール内で買い物中に肩にかけたカバンから現金や身分証明書入りの財布を窃取された。
- ・ 午前8時30分ころ、公園を通りかかったキルギス人男女2名に声をかけられ、公園のベンチでウオッカをコップ3杯程度飲んだ後、木陰で用を足していたところ、コート内ポケットから、財布、旅券等を窃取された。

3. 防犯のための具体的留意事項

(1) 一般的防犯対策

キルギス滞在に際しては、特に、以下の点に注意してください。

- ア. キルギス語またはロシア語を理解し、かつ、信頼の置ける人と行動を共にする。
- イ. 見知らぬ人には、絶対について行かない。
- ウ. ホテルの部屋や住居では必ず出入口に鍵をかけ、来訪者がある場合もむやみにドアを開けず、必ず相手方を確認する。

- エ. 夜間の外出は避け、昼間であっても可能な限り複数で行動し、暗がりや人通りの少ない場所には近づかない。
- オ. 服装、所持品、アクセサリなど、必要以上に目立たない。特に、銀行や両替所の周辺では、むやみに財布や現金を取り出さない。
- カ. 公共交通機関(バス、乗合いタクシー)やバザール、デパート等の人混みでは、スリの被害に遭わないよう、常に手荷物の管理に気を配る。
- キ. 無認可タクシー(いわゆる「白タク」)は利用しない。また、比較的信頼のできるタクシーであっても、特に女性は単独では乗車しない。
- ク. ナイトクラブ、バーなど夜間営業の店では、飲食代金を巡るトラブルも発生しているほか、店の周囲の治安も一般的に悪いことから極力立ち寄らない。

(2)住居安全対策

ア. 安全な住居の選定

まずは立地環境(繁華街、商業地域及び夜間到人通りや照明が少ない地域は避けること)が重要であり、加えて

- 建物敷地が塀や柵等で囲繞され、敷地入口に警備員等が常駐している、
 - 建物入口に錠前が設置されているなど部外者が容易に入れない、
 - エレベーター内、階段及び踊り場には十分な明るさが確保されている、
 - 自宅ドアは頑丈な造りで複数の錠、チェーン錠、覗き窓及びインターフォン(カメラ付きが望ましい)が取り付けられている、
 - 災害(火災、地震等)発生時における避難経路が確保されている、
- など、安全な住居としての条件を満たしていることが必要です。

イ. 錠の交換

新規に住居を契約する場合、入居までに自宅ドアの錠は、新たに交換する必要があります。過去には、以前の入居者等から流出した合鍵を使われ、空き巣に入られた例があります。

ウ. エレベーターの利用

エレベーター内は密室であり、各種の犯罪が行われやすい場所です。自分と同時に利用者がいる場合は、1回エレベーターを見送ることも大切です。

エ. 来訪者への対応

入口ドアには鍵をかけ、来訪者があった場合もむやみにドアを開けず、覗き窓及びインターフォンで必ず相手方を確認すること。

オ. 低層階及び最上階対策

アパート・マンションについては、中層階を選定することが最良と考えられます。低層階及び最上階に居住する場合などは、家主に依頼して、窓に鉄格子や強化ガラスを設置する必要があります。

カ. 良い家主の選定

防犯対策のみならず、後のトラブル防止のためにも良い家主を選ぶことが大切です。

キ. 短時間の外出

ゴミ出しや買い物等、短時間の外出でも必ず施錠すること。特に、浴室やトイレの窓など施錠を忘れがちな箇所についても確認することが重要です。

ク. 現金等の管理

日本人にとって少額と思える金額でも、日本と経済状況の違うキルギスでは大金です。現金や貴金属類は、金額やその価値にかかわらず、気づかれにくい場所に施錠して保管・管理することが必要です。

ケ. 長期間の自宅不在

旅行や出張等で長期間自宅を不在にする場合、郵便ポストに配達物を溜めたままにしておくと、犯罪者に留守宅であることを教えてしまう結果となります。このため、信頼の置ける知人等に定期的に回収してもらうなどの措置を講じることが必要となります。

(3) 外出・帰宅時の防犯対策

外出時は、まず玄関ドアの覗き窓から外の安全を十分に確かめ、帰宅時は、自分の後を付けてくる者がいないか、また階段やエレベーター付近に潜んでいる者がいないかなどを確認することが大切です。

(4) 車両に係る防犯対策

車両の保管に際しては、施錠可能なガレージを使用し、盗難防止装置等を取り付けておくことが望ましく、また車内には、現金、貴重品及び重要書類はもとより物を放置しておかないことが大切です。

(5) 強盗に遭遇した場合の被害軽減策

ア. 強盗に直面した場合、特に武器を突きつけられて金品を強要されたような場合、金品を出し渋ったり、反抗を試みたりすることは極めて危険です。このような状況下では、自己の生命・身体の安全を第一に考え、財産は二の次と考えることが大前提です。

イ. 慌ててポケットに手を入れ、金品を取り出すなどの不用意な行為はしないよう注意すること。一般に犯罪者は興奮しており、こうした行為が武器を取り出そうとしていると誤解される危険性があります。

4. 官憲等(偽の警察官を含む)によるトラブル

キルギスでは、官憲等(偽の警察官を含む)による現金抜き取りや賄賂要求といったトラブルが多く発生しています。特に最近では、バザール、百貨店、バスターミナル等の人が多く集まる場所において、旅券の確認を口実に職務質問を行い、所持品検査時に財布等から現金を抜き取るといった事案が頻発しています。なお、キルギスでは法令により、警察官等が所持品検査を行う際には、第三者の立会いが必要とされています。

また、私服警察官から職務質問を受けることもあり、このような場合には、必ず相手方に身分証を提示させて内容を確認してください。過去には、身分証の提示を受けたものの、偽警察官だと思って逃げ出したために、警察署へ連行されたケースもあります。

(1) 日本人が被害に遭った官憲とのトラブルの一例

- ・ 午前10時ころ、バザール内で制服を着た警察官数名に職務質問され、バザール内警察官詰め所に連行された。詰め所内で所持品検査を受けた際に、財布に入れていた現金の一部を抜き取られた。
- ・ 午後5時ころ、ビシュケク市内の西バスターミナル内において、制服を着た警察官数名に所持品検査を受けた際、財布に入れていた現金の一部を抜き取られた。
- ・ 午後2時ころ、警察官数人に呼び止められ、所持品検査として財布等を調べられた結果、後に現金数万円がなくなっていた。
- ・ 午前11時ころ、市内を歩行中に警察官2名に職務質問され、旅券を所持していないことを理由に警察署への出頭を求められた(旅券は査証申請のため他国の大使館に預けていた)。拒否すると暴行を受け、その後、罰金と称して現金を要求され、これを支払ったところ解放された。
- ・ 午後6時ころ、銀行で現金を引き出した後、人気のない路上で警察官らしき5人組に声をかけられ、所持品検査と称してバッグを開けるよう指示された。拒否すると無理矢理付近の車の中に押し込まれて発車され、車内でバッグを取り上げられた後に別の路上で解放された。
- ・ 国境で入国審査を受ける際、国境警備隊員から査証がないため入国できな

い旨告げられ賄賂を要求された。日本人は査証が不要である旨申し立て反論したが、賄賂を支払わないと旅券を返さないと脅され、仕方なく賄賂を支払った。

(2)トラブル防止対策

官憲等によるトラブルを防止するため、次のことに注意してください。

- ア. リュックを背負う等、一見して外国人旅行者等を分かる格好は避ける。
- イ. 滞在中は必ずパスポートを携帯する(コピーは原則不可)。査証取得のため、他国の大使館に預ける必要のある場合は、必ず預かり証の交付を受ける。
- ウ. 警察官らしき人物から声をかけられた時は、まず、相手方に身分証明書の提示を求め、偽の警察官でないか否かを確認する。
- エ. 無用に人が多く集まる場所には近づかない。
- オ. 相手方の要求等が不当であると感じた場合は、安易にこれを受け入れない。この場合、いたずらに相手方を刺激することなく、必要に応じて在キルギス日本国大使館への連絡を要請する。
- カ. 緊急時は、大声を出して周囲の人に助けを求める。

5. 交通事情と事故対策

(1)交通事情

- ア. キルギス国内では交通インフラの整備が著しく遅れています。首都ビシュケクの市の道路でも、横断歩道やセンターライン等の白線が消えかかって判別しづらいほか、至るところに陥没した道路、蓋の外れたマンホール、工事現場の穴等が放置されている状況にあり、車両、歩行者ともに通行に際しては十分な注意が必要です。また、停電により、首都中心部であっても信号機が作動していないことがあります。
- イ. スピード違反、信号無視、無理な追い越しや割り込みなど自動車の運転マナーは劣悪であり、また、歩行者についても、ところ構わず道路を横断しようとするため、交通事故が頻発しています。実質的に車両優先社会であるため、道路を横断する場合等は、仮に信号が青であっても、周囲の安全に十分注意することが必要です。
- ウ. 冬季は、積雪や道路のアイスバーン化により、冬タイヤを装着していても滑ることが多く、運転には十分な注意を要します。また、キルギスでは、凍結した道路をノーマルタイヤやオールシーズンタイヤのままで走行している車両も多く、歩行者、運転者とも、周りの車にも十分に気をつける必要があります。また、冬季は日照時間も少なく、朝晩の通勤時間帯には既に暗くなっていることから、道路を

横断する際には確実に安全を確認することを念頭に置いて下さい。

(2) 事故対策

ア. キルギスでは、自動車保険の加入率は極めて低く、事故の相手方が保険未加入のため、支払い能力がない場合が殆どです。車両を運転する方は、万一来に備え、自動車保険に加入しておくことを強くお勧めします。

イ. 交通事故の当事者となった場合は、直ちに交通警察(ガイー)に通報し、事故現場への臨場を要請する必要があります。車両の運転者については、警察官による現場検証が終了するまで、事故当時の状態のまま動かすことは出来ませんので、この点につき特に注意が必要です。なお、負傷者がいる場合は、救急車を要請するとともに、救護に当たる必要があります。

ウ. 交通事故発生時は、後の司法手続きや自動車保険手続き等に備えて、下記の事項について確実に記録しておく必要があります。

- 発生の日時と場所

- 相手方当事者の職業、氏名、住所、連絡先(自宅及び勤務先)、車種、車両のナンバー及び進行経路

- 事故目撃者の氏名、連絡先

- 現場検証を実施した交通警察官の所属、氏名等

特に、相手側が信号無視であった場合等には、それを証言してくれる目撃者を複数人確保する等、自己の正当性を担保しておく必要があります。

また、可能な限り現場の状況、双方の車両破損状況等を写真撮影しておくこと、早期に保険会社に連絡して鑑定人の臨場を要請することをお勧めします。

6. テロ・誘拐対策

キルギスでは、これまでにビシュケク市等において爆弾等を使用したテロ事件が発生しているほか、テロを計画していたとして検挙され、多数の武器が押収される事案も発生しています。そのため、今後もテロ事件が発生する可能性は排除できず、テロの標的となる可能性がある政府関連施設や、大衆の集まる場所には無用に近寄らないようにして下さい。また、1999年には南部の山岳地帯において、イスラム過激派武装勢力による国際協力事業団(当時)派遣の邦人鉱山技師4名の誘拐人質事件が発生しています。今後も日本人がテロ事件や誘拐事件の直接の標的と成りうる可能性は排除できず、引き続き、不測の事態に備えた十分な注意が必要です。

7. 緊急時の連絡先

- (1)消防:TEL 101
- (2)警察:TEL 102
- (3)救急:TEL 103

8. 緊急時のロシア語表現

- (1)助けてください！ …… Помогите, пожалуйста! (パマギーチェ・パジャールスタ！)
- (2)泥棒, 泥棒！ …… Вор! Вор! (ヴォル！ヴォル！)
- (3)強盗, 強盗！ …… Грабитель! Грабитель! (グラビーチェリ！グラビーチェリ！)
- (4)火事だ, 火事だ！ …… Пожар! Пожар! (パジャール！パジャール！)
- (5)警察を呼んでください！ …… Пожалуйста, позовите милицию!
(パジャールスタ・パザヴィーチェ・ミリーツィユ！)
- (6)救急車を呼んでください！ …… Позовите скорую помощь!
(パザヴィーチェ・スコールユ・ポーマシ！)
- (7)医者を呼んでください！ …… Позовите врача, пожалуйста!
(パザヴィーチェ・ヴラチャー・パジャールスタ！)
- (8)お金を無くしました。 …… Я потерял(а) деньги.
(男性の場合: ヤー・パチエリヤール・ジェーニギ)
(女性の場合: ヤー・パチエリヤーラ・ジェーニギ)
- (9)パスポートを無くしました。 …… Я потерял(а) паспорт.
(男性の場合: ヤー・パチエリヤール・パースパルト)
(女性の場合: ヤー・パチエリヤーラ・パースパルト)
- (10)お金を盗まれました。 …… У меня украли деньги.
(ウ・ミニャー・ウクラーリ・ジェーニギ)
- (11)パスポートを盗まれました。 …… У меня украли паспорт.
(ウ・ミニャー・ウクラーリ・パースパルト)
- (12)交通事故に遭いました。 …… Я попал(а) в автоаварию.
(男性の場合: ヤー・ノパール・ヴ・アフタアヴァーリユ)
(女性の場合: ヤー・ノパーラ・ヴ・アフタアヴァーリユ)
- (13)怪我をしています。 …… Я ранен(а). (男性の場合: ヤー・ラーニエン)
(女性の場合: ヤー・ラーニエナ)
- (14)病気です。 …… Я болен. (男性の場合: ヤー・ボーリエン)
Я больна. (女性の場合: ヤー・バリナー)
- (15)頭が痛いです。 …… У меня болит голова. (ウ・ミニャー・バリート・ガラヴァー)

- (16) 腹が痛いです。・・・ У меня болит живот. (ウ・ミニャー・バリート・ジヴォート)
- (17) ここが痛いです。・・・ У меня здесь болит. (ウ・ミニャー・ズジェーシ・バリート)
- (18) 熱があります。・・・ У меня температура. (ウ・ミニャー・テンペラトウーラ)
- (19) 吐き気があります。・・・ У меня тошнота. (ウ・ミニャー・タシュナター)
- (20) 下痢をしています。・・・ У меня жидкий стул (понос).
(ウ・ミニャー・ジートキー・ストウール) 又は
(ウ・ミニャー・パノース)
- (21) 私は日本人です。・・・ Я Японец. (男性の場合: ヤー・ヤポーニェツ)
Я Японка. (女性の場合: ヤー・ヤーポーンカ)
- (22) 私は日本から来ました。・・・ Я из Японии. (ヤー・イズ・ヤポーニー)
- (23) 日本大使館に連絡して下さい。
・・・ Сообщите, пожалуйста, в Посольство Японии.
(サープシーチェ・パジャールスタ・フ・パソーリストヴァ・イポーニー)
- (24) 電話を貸してください。・・・ Можно воспользоваться вашим телефоном.
(モージナ・ヴァスポーリザヴァツツァ・ヴァーシム・テレフォーナム)
- (25) 私はロシア語が分かりません。・・・ Я не понимаю русского языка.
(ヤー・ニエ・パニマーユ・ルースカヴァ・イズィカー)
- (26) 英語を話せる人はいますか？
・・・ Есть ли человек, который говорит на английском языке?
(イエースチ・リ・チラヴェーク・カトールイ・ガヴァリート・ナ・アングリースカム・イズィケー？)
- (27) 日本語を話せる人はいますか？
・・・ Есть ли человек, который говорит на японском языке?
(イエースチ・リ・チラヴェーク・カトールイ・ガヴァリート・ナ・イポーンスクム・イズィケー？)
- (28) その人を呼んでください。・・・ Позовите его, пожалуйста.
(パザヴィーチェ・イヴォー・パジャールスタ)

Ⅲ 緊急事態に備えての心構え及び対処要領

1. 平素の心構えと必要な準備

(1) 在留届の提出

キルギスに3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく在キルギス日本国大使館に在留届を提出してください。また、住所その他届出事項に変更が生じたとき及びキルギスから出国する(一時的な旅行を除く)場合は、必ずその旨を大使館に届け出てください。なお、在留届はオンライン在

留届電子届出システム(「ORRnet」 <http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)による届出をお勧めします。

(2) 連絡体制の保持

緊急事態発生時には、情報提供、安否確認、避難等のため、大使館から在留届などを元に皆様に連絡します。そのため、携帯電話番号やメールアドレスに変更がございましたら、大使館までご連絡下さい。

また緊急事態発生時には、NHK短波ラジオ等を利用してメッセージを放送することもあり得ますので、あらかじめ短波ラジオ等をご用意いただくことをお勧めします。なお、NHK短波ラジオの周波数等については、NHKワールドホームページ(<http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/top/>)を通じて、最新の情報をご確認下さい。

(3) 緊急事態発生時の退避場所

事態が切迫し退避が必要となる場合には、緊急避難先を別途ご連絡します。主に日本大使館が想定されますが、情勢を踏まえて指定します。緊急避難先に集結後、状況により国外へ退避することもあり得ますが、しばらくの間、緊急避難先において待機する場合も想定されます。

(4) 非常用物資の準備

緊急事態が発生した際、しばらく自宅待機する場合も想定して、以下の物資等を自宅に備え付けることも大切です。

ア 有効期限が3ヶ月以上ある旅券

イ 当座必要となる現金やクレジットカード等

ウ 非常用食料品

自宅にある程度の期間滞在する場合も想定されますので、貯蔵可能な食料品や飲料水等を平素から準備して下さい。

エ 医薬品

オ ラジオ

カ 懐中電灯等

(5) 緊急避難時の携行品

ア 有効期限が3ヶ月以上ある旅券

イ 当座必要となる現金やクレジットカード等

ウ 衣類、着替え

冬期の場合については毛布や防寒着などを準備する。

エ 非常用食料品

緊急避難先にある程度の期間滞在する場合も想定されますので、缶詰類、インスタント食品、飲料水等をご持参下さい。

2. 緊急時の行動

(1) 基本的な心構え

自然災害を別として、緊急事態は突然発生するものではなく、事前の兆候等があります。外務省海外安全ホームページや大使館からのお知らせメール等を参考として、情報の把握に努めて下さい。

(2) 大使館への通報

次の場合、大使館へ通報して下さい。

ア 身近で緊急事態となる事件や事故を目撃したり、人から聞いた場合。

イ 緊急事態が発生した際に、連絡が取れなくなった方を把握した場合。

ウ 生命、身体、財産に危害が及ぶ恐れがあるとき。

(3) 国外への退避

事態が悪化した場合、必要に応じ、可能な限り定期航空便が運航している間に国外へ退避して下さい。その際には出国する旨を大使館までお知らせ下さい。大使館への連絡が困難な場合には、日本国外務省（海外邦人安全課、電話：03-3580-3311）までご連絡下さい。

また、定期航空便が利用できなくなった場合には、チャーター機あるいは陸路での国外退避も考えられます。

3. 緊急事態に備えてのチェックリスト

- (1) 旅券の有効期限は3ヶ月以上あるか。
- (2) 当座必要となる現金を所持しているか
- (3) 非常用物資等に不足はないか。
- (4) 緊急時の連絡手段を把握しているか。
- (5) 在留届を提出しており、記載事項に変更があった場合には届け出を済ませているか。
- (6) 大使館の所在地を把握しているか。
- (7) 外務省海外安全ホームページ等を常にチェックしているか。

4. 大使館の連絡先

所在地：16、Razzakova Street、720040、Bishkek

代表電話：TEL 0312-300-050 / 300-051

(受付時間：平日 9:00～12:30 ・ 13:45～18:00)

緊急時連絡先(休日・夜間)：TEL 0555-775319

ホームページ： <http://www.kg.emb-japan.go.jp/>

